

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

下記の手順でご覧ください。

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 下記の検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300018853**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申し込みの際は、
「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申し込みの際は、必ず外貨建販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合は、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- ・「贈るよろこび2」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・「贈るよろこび2」は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ・三菱UFJ銀行は「贈るよろこび2」の引受保険会社である三井住友海上プライマリー生命の支払能力を保証するものではありません。
- ・法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万が一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

この保険の正式名称は、通貨選択型特別終身保険です。

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店



株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2024 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.



A24010291-B8 2024.01 SAP MSPL-2401-A-0065-00

贈るよろこび2

通貨選択型特別終身保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット

P1～

契約概要

P23～

注意喚起情報

P33～

Web版「ご契約のしおり・約款」
のご案内

裏表紙



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする
生命保険です。

**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、
為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

募集代理店



三菱UFJ銀行

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命

MS&AD INSURANCE GROUP

この保険の引受保険会社は三井住友海上プライマリー生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行は三井住友海上プライマリー生命保険株式会社の募集代理店です。

「贈るよろこび2」は、ご資産を上手につぎの世代に“わたす”ための生前贈与ができる保険です。

「贈るよろこび2」は、ご資産を大切なご家族に“のこす”こともできる保険です。

2015年1月施行の税制改正では…



【参考】 贈与税の申告状況



出典:国税庁「令和4年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」より三井住友海上プライマリー生命が作成

贈与税の基礎控除

贈与税の基礎控除をつかって生前贈与をすることができます。

基礎控除額 毎年 110万円

※基礎控除額は「暦年課税」と「相続時精算課税」それぞれ年間110万円までとなります。

贈るよろこび2を活用して生前贈与することで、簡単*1かつ確実に*2ご資産を次世代に移転することができます。

- *1 一般的な生前贈与を行う場合と比べて手続きが簡略化できることを指します。くわしくはP11をご確認ください。
- *2 暦年贈与として認められる形で贈与できることを指します。くわしくはP11をご確認ください。



ご注意

- 「暦年課税」を選択した場合、相続開始前7年*3以内に贈与を受けた財産は、原則として相続税の対象となります。毎年、贈与税の申告をしていた場合も同様の取り扱いとなります。
 - 「相続時精算課税」を選択した場合、「暦年課税」に変更することはできません。
 - 本事務取り扱いの内容は2024年1月1日現在の税制に基づくもので、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取り扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。
- *3 2027年1月1日以後、対象期間が3年から7年に段階的に延長され、2031年1月1日以後7年となります。なお、延長された4年間に贈与を受けた財産のうち、総額100万円までは相続税の対象となりません。

お金に名前をつけられるので安心です

■ 生存給付金受取人、死亡保険金受取人を指定できます。

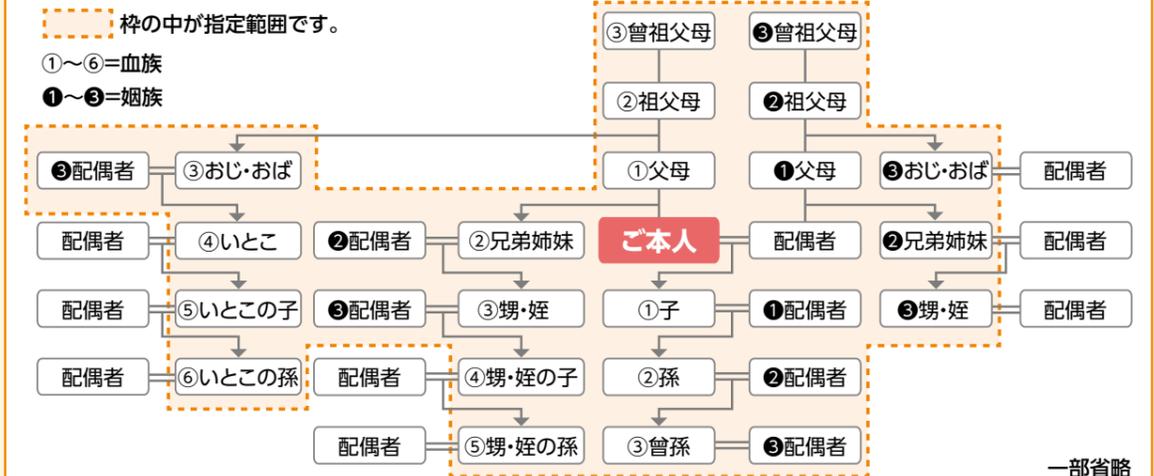
生存給付金受取人、死亡保険金受取人を指定いただくことによりスムーズな財産承継を生前から準備いただけます。

【例】



- 生存給付金受取人は契約者ご本人、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。
- ※契約者と被保険者が異なる場合は、契約者または被保険者をご指定いただけます。
- 死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

<指定範囲>

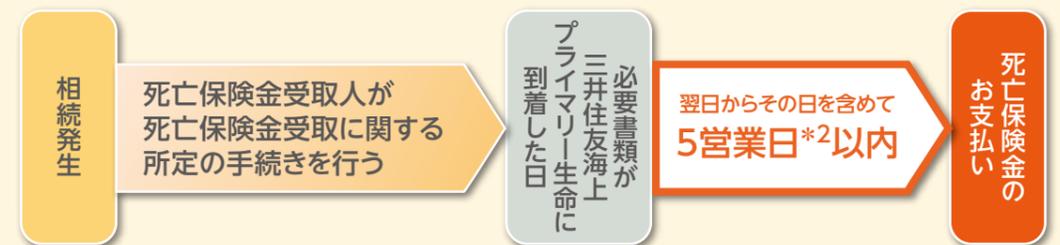


■ すみやかに死亡保険金をお受け取りいただけます。

死亡保険金は、指定された死亡保険金受取人が三井住友海上プライマリー生命に請求することにより、現金で迅速に支払われますので、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、生命保険の死亡保険金請求権は受取人固有の財産とされているため、遺産分割協議の対象外です。*1

※保険金支払いの事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

*1 ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。



*2 不備のない必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

「贈るよろこび2」のしくみと特徴について

Point 1 大切なご資産を、契約通貨建てで運用し、ご家族に“わたす”ことができます。

- 生存給付金*1の受取人*2をご家族にすることで、贈与税の基礎控除をつかって生前贈与をすることができます。
- ご希望の日に「生存給付金支払日」を指定できます。
- 契約者ご本人が生存給付金を“うけとる”こともできます。

*1 生存給付金は、積立金額をもとにお支払いします。
*2 指定いただける生存給付金受取人は1名のみです。

生存給付金は、原則、生存給付金支払日にご指定の口座に着金します(生存給付金支払日が三井住友海上プライマリー生命の非営業日の場合は、翌営業日の着金となります)。

※ただし、生存給付金受取人の口座が、ゆうちょ銀行、証券総合口座の場合を除きます。また、お受け取りの通貨が外貨の場合を除きます。

※生存給付金のお受け取りに関する事務取り扱いについては、P12をご確認ください。

Point 2 満90歳まで、健康告知なしでご契約いただけます。

- 被保険者が最高満90歳までご契約いただけます。
- 医師の診査や診断書のご提出は不要です。
- ご契約後はご高齢の方でも健康状態をご心配いただくことなく、保険を活用した生前贈与や相続対策をすることができます。



■ 被保険者が入院中または入所中の場合など、三井住友がご契約をお引き受けできなくは、P41「お引き受事項について」をご確認ください。

特別養護老人ホームに友海上プライマリー生命がない場合がございます。けにあたっての重要なご確認ください。

Point 3 万一被保険者が死亡された場合は、死亡保険金として、ご家族へ“のこす”ことができます。

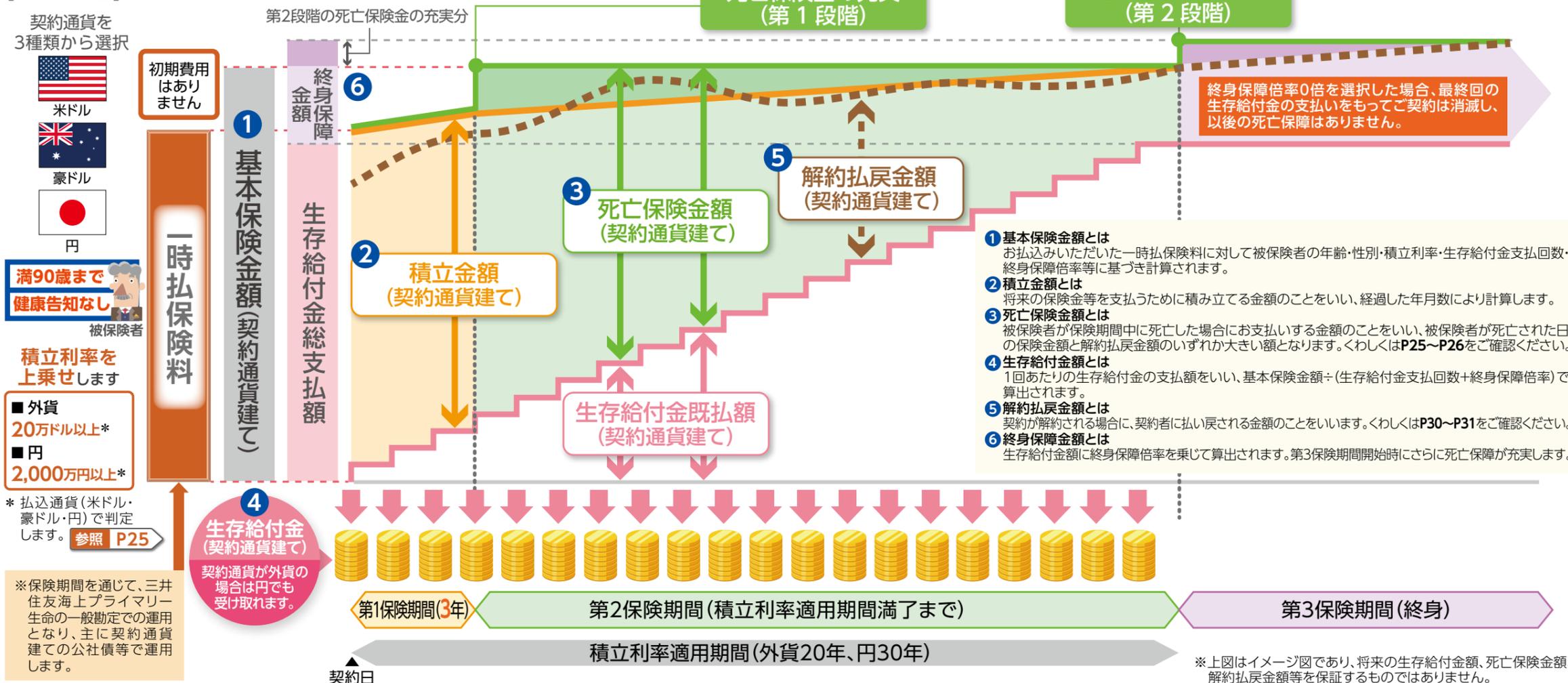
- 一生涯の死亡保障について、「あり」「なし」を選択できます。「なし」を選択した場合には、生存給付金として全額をお受け取りいただくことができます。参照 P5~P6
- あらかじめ死亡保険金受取人をご指定いただくことで「のこしたい人」にのこすことができ、納税資金として活用できます。
- 相続人*1が死亡保険金を受け取った場合、相続税には、死亡保険金の非課税枠があります(契約者と被保険者が同一人の場合)。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^*2$$

*1 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません)以外の人が受け取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。

*2 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。

【イメージ図】[生存給付金支払回数20回、終身保障倍率5倍]



生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせ

終身保障倍率とは
基本保険金額のうち生存給付金としてお受け取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。
下記の組み合わせにより死亡保険金としてのこす額がかわります。

生存給付金支払回数	終身保障倍率				
	0倍	1倍	3倍	5倍	10倍
3回	○*	○*	○*	○*	○*
5回	○*	○*	○*	○*	○*
7回	○*	○*	○*	○*	○*
10回	○*	○*	○*	○*	○*
11~20回	○*	○*	○*	○*	○*
21~30回	○*	○*	○*	○*	○*

生存給付金支払回数	終身保障倍率		
	0倍	5倍	10倍
3回	○*	○*	○*
5回	○*	○*	○*
7回	○*	○*	○*
10回	○*	○*	○*
11~20回	○*	○*	○*
21~30回	○*	○*	○*

* 契約年齢が76歳以上のお取り扱いとなります。
※ 通貨・金利環境等により一部のお取り扱いを停止する場合があります。



■ 基本保険金額は、お申し込みいただいた一時払保険料に対して被保険者の年齢・性別・積立利率・生存給付金支払回数・終身保障倍率等に基づき計算されます。また、基本保険金額をもとに生存給付金額および第2保険期間の死亡保険金額が算出されます。
■ ご契約には、契約日時点で設定されている積立利率が適用されます。そのため、申込日と契約日(一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日)が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。

■ 契約後に契約通貨、生存給付金支払回数および終身保障倍率を変更することはできません。
■ 本税務取り扱いの内容は2024年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取り扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。
■ 本冊子に記載の商品のイメージ図は、生存給付金支払日=契約日(2年目以降は毎年の契約応当日)としています。

この保険のご検討にあたっての留意事項

■ 為替リスクについて…この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申し込みいただいた金額を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。
■ 預金などとの違いについて…この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■ 市場リスクについて…積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があります。損失が生じるおそれがあります。
■ 積立利率について…ご契約時に適用される積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率により異なります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。ご契約に際しては、必ず三井住友海上プライマリー生命が定める最新の積立利率をご確認ください。

生存給付金をご家族に“わたす” 生前贈与

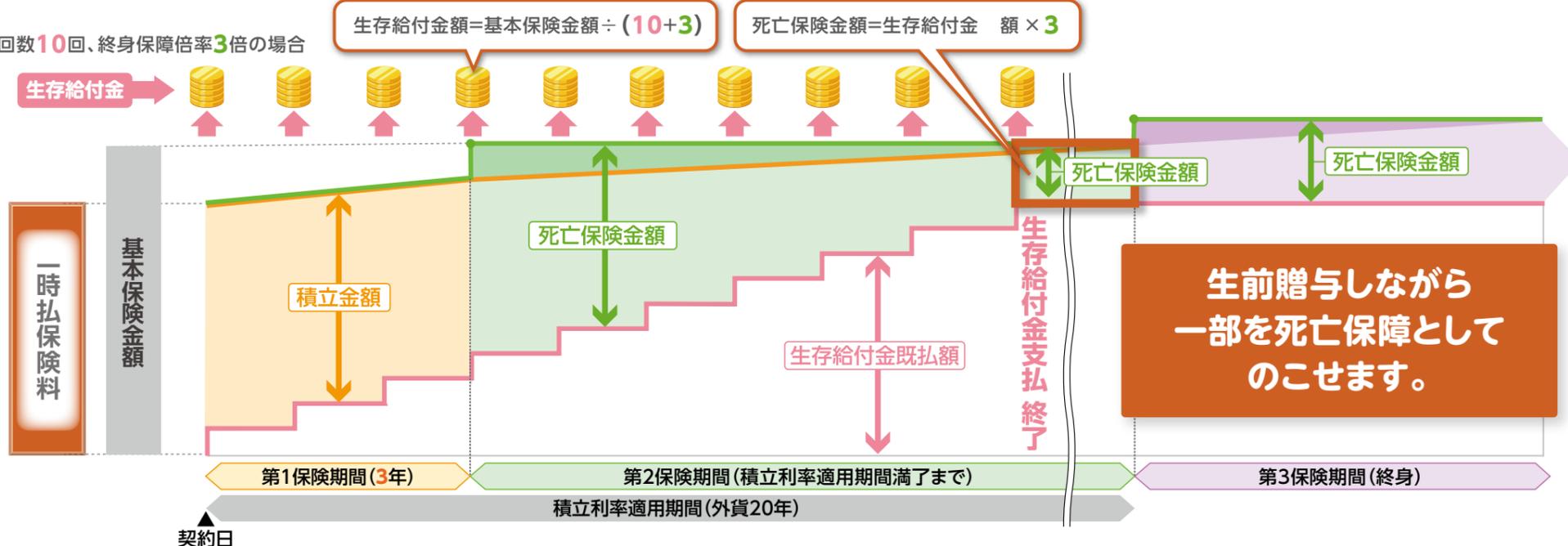
終身保障倍率 **1・3・5・10倍**



生前贈与で“わたし”ながら、基本保険金額の一部を一生の保障として“のこす”ことができます。

- “のこす”終身保障の割合を選ぶことができます。
- 万一亡くなられた場合には、死亡保険金の非課税枠が適用されます。

【イメージ図】
生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合



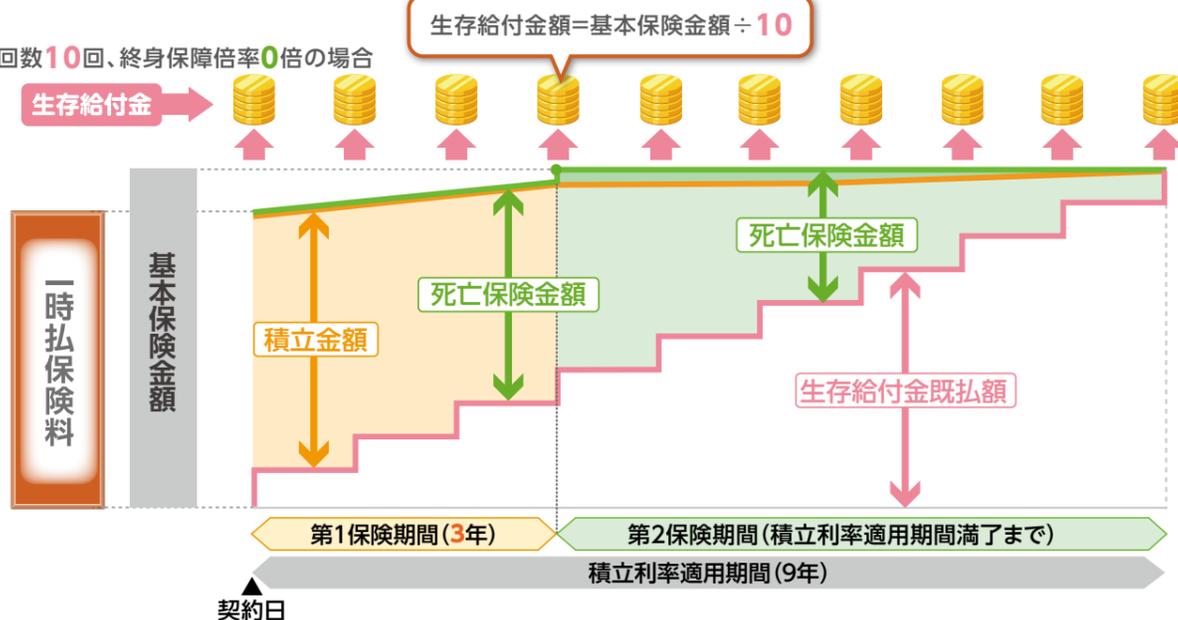
終身保障倍率 **0倍**



基本保険金額の全額を、生前贈与で“わたす”ことができます。

- 一生の保障としてのこす分をなくし、基本保険金額の全額を生存給付金としてお受け取りいただけます。

【イメージ図】
生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合



最終回の生存給付金の支払いをもってご契約は消滅します。

「終身保障不担保特約」を付加することで、終身保障倍率0倍を選択することができます。保険期間中に被保険者が死亡した場合には、将来の生存給付金の額(第1保険期間中の場合は積立金額)を死亡保険金としてお支払いします。

終身保障倍率とは

基本保険金額のうち生存給付金としてお受け取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。

例えば、終身保障倍率が3倍の場合は、基本保険金額のうち生存給付金の1回あたりの金額×3が終身保障としてのこす金額となります。なお、終身保障倍率が0倍の場合は、終身保障としてのこす金額はありません。

契約通貨によって選択できる終身保障倍率

契約通貨	終身保障倍率
米ドル 豪ドル	0・1・3・5・10倍
円	0・5・10倍

生存給付金額の計算方法は

計算方法の例

生存給付金支払回数が10回、終身保障倍率が3倍の場合、生存給付金額は基本保険金額÷13となります。

$$\text{基本保険金額} \div (\text{生存給付金支払回数} + \text{終身保障倍率}) = \text{生存給付金額}$$

$$\left(\begin{matrix} \text{生存給付金} \\ \text{支払回数} \end{matrix} \right) + \begin{matrix} \text{終身保障} \\ \text{倍率} \end{matrix} = 13$$

生存給付金受取人の指定範囲

契約者、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族となります(なお、契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者)。



■ 契約後に契約通貨、生存給付金支払回数および終身保障倍率を変更することはできません。

※契約通貨により、選択いただける生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせが異なります。
※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額等を保証するものではありません。

生存給付金の受け取り方



繰越
生存給付金受取額調整機能

契約通貨が外貨の場合
為替リスクがあります。



贈与する上限額を設定できます

・契約者と生存給付金受取人が異なる場合、契約通貨や受取通貨にかかわらず、毎年お受け取りいただく生存給付金について、あらかじめ、生前贈与したい上限額(指定上限額)を円で設定することができます。

・契約通貨が外貨で、生存給付金を円で受け取る場合、為替手数料はかかりません。
・契約通貨が外貨で、為替相場の変動等により、指定上限額を超えた場合は、超えた金額を繰越準備金として積み立てます。以後の生存給付金の円換算額が指定上限額未満となった場合、繰越準備金から充当します。

生存給付金を円で贈与する額(指定上限額)を設定します(円建支払額設定特約・II型付加)

円で繰越

■生存給付金受取人の受取上限額(指定上限額)を **110万円** に設定した場合
【イメージ図】

米ドル	円換算為替レート(例)	円換算後	指定上限額 110万円 に対する 過不足額	繰越準備金額
11,960米ドル	105.00円	125万円	15万円	15万円
11,960米ドル	110.00円	131万円	21万円	36万円
11,960米ドル	80.00円	95万円	▲15万円	21万円
11,960米ドル	95.00円	113万円	3万円	24万円
11,960米ドル	70.00円	83万円	▲27万円	0万円

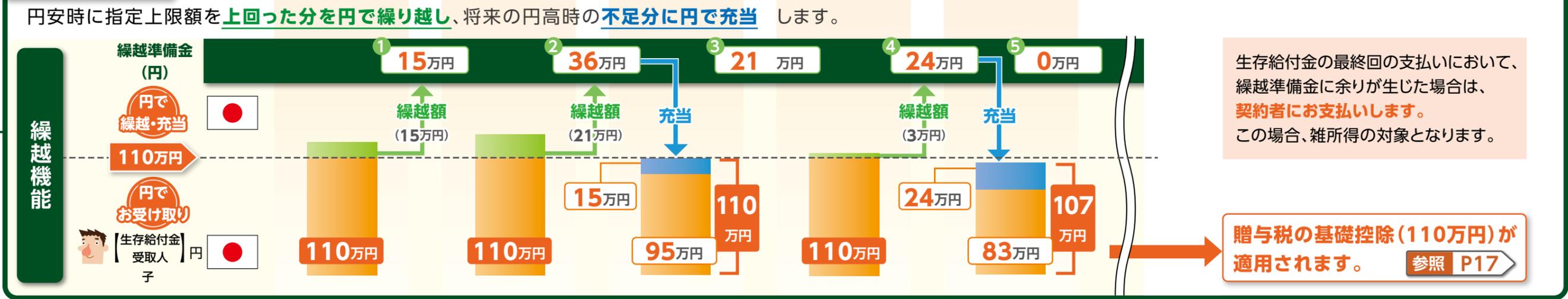
前提条件			
被保険者 性別	男性	為替レート	100.00円
被保険者 契約年齢	65歳	一時払保険料	15.0万米ドル
契約通貨	米ドル	基本保険金額	15.5万米ドル
円入金額	1,500万円	積立利率	0.50%
生存給付金額	11,960米ドル	生存給付金支払回数	10回
終身保障倍率	3倍		

外貨で繰り越すこともできます!
繰越準備金を契約通貨(外貨)で繰り越すこともできます。
※円建支払額設定特約・I型付加

①が外貨繰越のケース
円換算為替レート(例) 105.00円
繰越準備金額 ① 1,428米ドル

調整

繰越 指定上限額を超えた場合、その金額を円で繰り越し、指定 上限額未満となった際に円で充当します。



※上図はイメージ図であり、実際のご契約内容を示すものではありません。 ※上図は繰越機能の特徴を簡易に説明したものです。繰越準備金の利息等は考慮していません。 ※生存給付金の円換算額は、万円未満を切り捨てて表示しています。

ご注意
■記載の為替レートは例であり、実際の為替レートは三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートが適用されます。
■生存給付金の受取時における為替水準により、円でお受け取りいただく生存給付金額が、設定した指定上限額未満となる可能性があります。
■為替レートが円高のときや、繰越準備金の残高がないときなど、お受け取りいただく金額が指定上限額に満たない場合があります。



米ドル 豪ドル

契約者受取

生存給付金
円建受取額指定機能

贈与する上限額を設定できます

- ・契約者と生存給付金受取人が異なる場合、毎年お受け取りいただく生存給付金について、あらかじめ、生前贈与したい上限額(指定上限額)を円で設定することができます。
- ・契約通貨が外貨の場合のみ、設定できます。
- ・生存給付金を円で受け取る場合、為替手数料はかかりません。
- ・為替相場の変動等により、指定上限額を超えた場合は、超えた金額を契約者にお受け取りいただきます。

生存給付金を円で贈与する額(指定上限額)を設定します(生存給付金円支払特約付加)

■生存給付金受取人の受取上限額(指定上限額)を **110万円** に設定した場合

【イメージ図】

※前提条件については、P8と同じ

生存給付金額	米ドル	豪ドル	米ドル	豪ドル	米ドル	豪ドル
生存給付金	11,960米ドル	11,960米ドル	11,960米ドル	11,960米ドル	11,960米ドル	11,960米ドル
お受け取り時の為替レート(例)	105.00円	110.00円	80.00円	95.00円	70.00円	
円換算後	125万円	131万円	95万円	113万円	83万円	
円でお受け取り						

契約者受取 指定上限額を超えた金額を、契約者にお受け取りいただきます。



※上図はイメージ図であり、実際のご契約内容を示すものではありません。



- 記載の為替レートは例であり、実際の為替レートは三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートが適用されます。
- 生存給付金の受取時における為替水準により、円でお受け取りいただく生存給付金額が、設定した指定上限額未満となる可能性があります。

Q 契約通貨が外貨で、繰越を選択する場合、外貨と円どちらで繰り越すことができますか？

A 生存給付金の受取通貨を円とする場合、外貨もしくは円で繰り越せるため、どちらかを選択いただけます。契約通貨が円の場合も含め、繰越のお取り扱いができる組み合わせは、以下の通りです。

繰越

契約通貨	生存給付金の受取通貨	繰越通貨	特約・型
外貨	円	外貨 ※契約通貨	円建支払額設定特約・I型
		円	円建支払額設定特約・II型
円	外貨 ※契約通貨	外貨 ※契約通貨	円建支払額設定特約(外貨支払用)
	円	円	円建支払額設定特約(円建契約用)

Q 指定上限額を、契約の途中で設定・変更することはできますか？また、指定上限額の設定に範囲はありますか？

A 契約の途中でも設定・変更ができます。各指定上限額の範囲は、以下の通りです。なお、指定上限額は、円で設定いただけます。

【指定上限額の範囲】

ケース	契約通貨	受取通貨	指定上限額の範囲	特約
繰越 参照 P7~P8	外貨	円	10万円以上1万円単位 (生存給付金額×契約日におけるTTMの) 20%~130%の範囲内	円建支払額設定特約
	外貨 ※契約通貨	外貨		円建支払額設定特約(外貨支払用)
契約者受取 参照 P9	円	円	10万円以上1万円単位 (生存給付金額の) 20%~130%の範囲内	円建支払額設定特約(円建契約用)
	外貨	円		生存給付金円支払特約

「贈るよろこび2」を活用した生前贈与

「贈るよろこび2」を通じて、生前贈与したい方に生存給付金をお支払いすることで、贈与における手続きが簡略化できます。

一般的に生前贈与を行う場合には、以下の対応が必要です。

贈与の都度、「贈与契約書」を作成
(贈与取引の記録を残すため)



贈与する方の口座から贈与を受ける
方の口座への振込手続き



「贈るよろこび2」なら、以下のように手続きが簡略化できます!

三井住友海上プライマリー生命が発行するお支払通知を、契約者から贈与を受ける方(生存給付金受取人)への生存給付金お受け取りの記録として利用いただけますので、贈与契約書の作成は不要です。



請求書類のご提出により、贈与を受ける方(生存給付金受取人)の口座へ、三井住友海上プライマリー生命がお振り込みをいたします。



本商品による贈与は、「生存給付金のお受け取りが確定していないこと」や「生存給付金受取人の変更が可能であること」などの理由から、定期金に関する権利の贈与*に該当しません。

*定期的に金銭等を受け取る権利のことを「定期金に関する権利」といい、その権利を贈与することを意味します。各年の贈与財産の合計額が基礎控除額以下の場合、贈与税はかかりません。しかしながら、10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する約束をした場合、1年毎に贈与が行われると考えるのではなく、約束した年に、「定期金に関する権利(10年間にわたり毎年100万円ずつ受け取る権利)」の贈与を受けたものとみなされて贈与税がかかります。

※保険料負担者以外の者が受け取る生存給付金について、生存給付金の支払事由の発生の都度贈与税の課税対象になるものと解して差し支えない旨、2015年5月28日付で東京国税局より文書回答が行われています。当商品についても、税務当局に照会を行い、上記文書回答の内容同様に取り扱って差し支えない旨を確認しております。

※毎年、三井住友海上プライマリー生命から契約者へ事前案内を送付し、生存給付金受取人・支払内容の変更の要否についてご確認いただけます。

ご注意 ■本税務取り扱いの内容は2024年1月1日現在の税制に基づくもので、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取り扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

生存給付金のお受け取りに関する事務取り扱い

初回のお受け取り手続きについて

初回の生存給付金支払にあたっては、請求手続きが必要となります。

ご契約のお申し込みと一緒に、請求手続きをしてください。

生前贈与 (契約者≠生存給付金受取人)	ご契約のお申し込みと一緒に生存給付金の請求手続きができない場合
ご契約の成立後に生存給付金受取人へ請求書類を送付します。	
<p>【生存給付金受取人】</p> <p>書面またはスマートフォンでご請求</p>	<p>不備のない請求書類が三井住友海上プライマリー生命に到着</p> <p>生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、生存給付金をご指定の口座へお振り込み*1</p>

ご注意 ■契約者は、ご自身以外を生存給付金受取人に指定する場合、必ず事前に、指定した生存給付金受取人に生存給付金の受け取りについて説明し、了解を得てください。

2回目以降のお受け取り手続きについて

	生前贈与 (契約者≠生存給付金受取人)	自分年金 (契約者=生存給付金受取人)
生存給付金支払日 約3カ月前	契約者あてに事前案内を送付します。 (生存給付金受取人・支払内容を変更しない場合、お手続きは不要です。)	
生存給付金支払日 約2カ月前	生存給付金受取人あてに事前案内を送付します。*2 生存給付金受取人・支払内容の変更がない場合、 2回目以降のお受け取りのお手続きは不要です。	—
生存給付金支払日	生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、生存給付金をご指定の口座へお振り込みいたします。*1	

*1 不備のない請求書類の到着、かつご契約の成立が要件となります。

*2 契約者により、生存給付金受取人・支払内容が変更された場合には、生存給付金受取人によるお受け取りのお手続きが必要となります。
・生存給付金支払日の約2カ月前に生存給付金受取人に対して請求書類を送付しますので、三井住友海上プライマリー生命に請求書類をご提出ください。

※上記手続きについて、将来変更となる可能性があります。

生存給付金支払日について

アニバーサリー機能

生存給付金支払日を契約者のご希望日に指定できます。

- ・初回の生存給付金支払日は、契約日から翌年の契約応当日までの間で指定することができます。
- ・2回目以降の生存給付金の支払日は、初回の支払日の毎年の応当日となります。

(例) 記念日での贈与として



【スケジュール例】



次のような声にもお応えできます



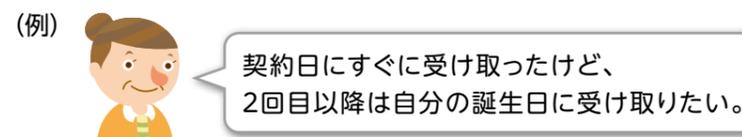
(例) 翌年の贈与として



■ 生存給付金は、原則、生存給付金支払日にご指定の口座に着金します(生存給付金支払日が三井住友海上プライマリー生命の非営業日の場合は、翌営業日の着金となります)。
※ただし、生存給付金受取人の口座が、ゆうちょ銀行、証券総合口座の場合を除きます。また、お受け取りの通貨が外貨の場合を除きます。

生存給付金支払日を変更することができます

2回目以降の生存給付金の支払日は、初回の支払日の毎年の応当日となりますが、支払日の変更が可能です。ただし、支払日の変更は、翌年の契約応当日以後の適用となります。



- 前提条件 契約日…2024年12月1日
契約者(生存給付金受取人)の誕生日…9月10日
- ご希望 **生存給付金支払日** 1回目 契約日(2024年12月1日)
2回目以降 **契約者の誕生日(9月10日)に変更したい。**
- お取り扱い **生存給付金支払日** 1回目 2024年12月1日
2回目 **2026年9月10日(2025年9月10日に変更できません)**
2回目は、2025年12月1日～2026年12月1日の間で生存給付金支払日の変更が可能です。

【お取り扱いのイメージ】



生存給付金の支払停止機能

お客さまのご要望に応じて、生存給付金の支払いを停止することができます。

	支払いを停止した生存給付金のお取り扱い
終身保障倍率0倍	所定の利率で利息を付けて積み立て、最終回の生存給付金支払時に契約者にお支払いします。
終身保障倍率1倍以上	所定の利率で利息を付けて積み立て、第3保険期間の保険金額を計算する原資に加算します。

ご注意

- 生存給付金の支払いを停止した場合、以後、生存給付金の支払いを再開することはできません。
- 生存給付金支払日を1回以上迎えたご契約のみ支払いを停止することができます。
- 支払いを停止した生存給付金については、主契約の積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、生存給付金支払日およびその年単位の応当日ごとに毎年適用されます。

生存給付金を自分で受け取る 自分年金

当商品
パンフレットでの
表記について

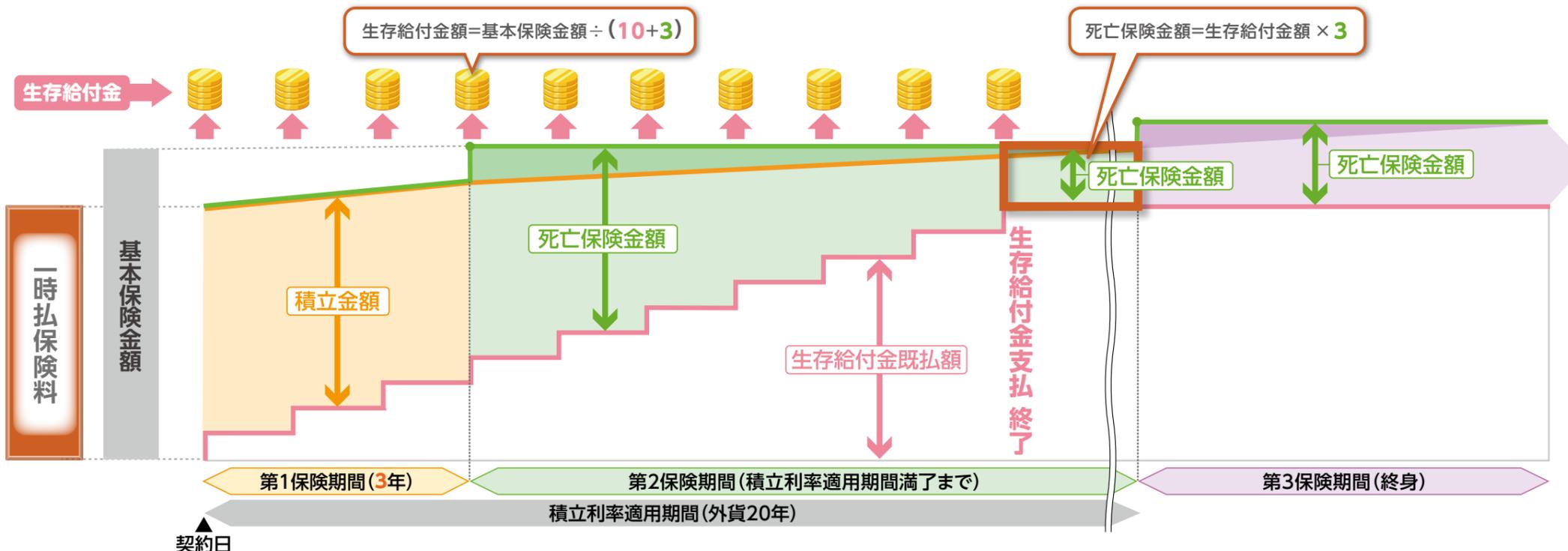
生存給付金を契約者ご本人がお受け取りいただくことで、毎年お受け取りいただく年金のように備えることができることから「自分年金」と表現しています。

終身保障
倍率 **1・3・5・10倍**



自分で生存給付金をお受け取りいただきながら、万一お亡くなりになった場合の相続の準備をすることができます。

【イメージ図】
生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合



- “のこす” 終身保障の割合を選ぶことができます。
- 万一亡くなられた場合には、死亡保険金の非課税枠が適用されます。

終身保障
倍率 **0倍**

一生涯の保障としてのこす分をなくし、基本保険金額の全額を生存給付金としてお受け取りいただけます。

終身保障倍率とは

基本保険金額のうち生存給付金としてお受け取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。

例えば、終身保障倍率が3倍の場合は、基本保険金額のうち生存給付金の1回あたりの金額×3が終身保障としてのこす金額となります。なお、終身保障倍率が0倍の場合は、終身保障としてのこす金額はありません。

契約通貨によって選択できる終身保障倍率

契約通貨	終身保障倍率
米ドル 豪ドル	0・1・3・5・10倍
円	0・5・10倍

生存給付金額の計算方法は

計算方法の例

生存給付金支払回数が10回、終身保障倍率が3倍の場合、生存給付金額は基本保険金額÷13となります。

$$\text{基本保険金額} \div (\text{生存給付金支払回数} + \text{終身保障倍率}) = \text{生存給付金額}$$

$$\left(\begin{matrix} \text{生存給付金} \\ \text{支払回数} \end{matrix} \right) + \begin{matrix} \text{終身保障} \\ \text{倍率} \end{matrix} = 13$$

生存給付金受取人の指定範囲

契約者、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族となります(なお、契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者)。

生存給付金を“つなぐ”

ご本人が亡くなられた後は、【契約例】

奥さまが残りの生存給付金の受け取りを引き継ぎます。その後、奥さまが亡くなられた場合に、死亡保険金で(二次)相続の準備をすることができます。



一次相続発生(本人)

契約者、生存給付金受取人を奥さまに変更
【生存給付金受取人】 【生存給付金受取人】



生存給付金を“つなぐ”

死亡保険金受取人をお子さまに変更



生存給付金支払終了

二次相続発生(奥さま)



■ 契約後に契約通貨、生存給付金支払回数および終身保障倍率を変更することはできません。

死亡保険金の税制上のお取り扱い(契約者と被保険者が同一の場合)

相続税の課税対象となります。
 法定相続人が死亡保険金を受け取った場合、相続税には、死亡保険金の非課税枠*1
 があります。

$$\text{非課税限度額} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}^{*2}$$

*1 法定相続人(相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません。)以外の人が受け取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。
 *2 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。

生存給付金の税制上のお取り扱い

契約者と生存給付金受取人が別人の場合 生前贈与

贈与税の課税対象となります。
 贈与税の課税方式は「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、それぞれ年間110万円
 までの基礎控除があります。

- ・贈与税は1月1日から12月31日までの1年間で、本商品の生存給付金にかかる、贈与の効力発生日
 は生存給付金支払日となります。
- ・実際に生存給付金が入金となった日ではありませんのでご注意ください。
- ・契約通貨が外貨の場合の生存給付金は、受取通貨によって以下の為替レートで円換算した金額により評価
 されます。

契約通貨	受取通貨	換算時為替レート
外貨	円	生存給付金支払日の前営業日*3のTTM
	外貨	生存給付金支払日のTTB

*3 その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の
 直前のその金融機関の営業日とします。ただし、その日が契約日以前の日となる場合は直後の金融機関の営業日とします。

基礎控除額 毎年 110万円



- 「暦年課税」を選択した場合、相続開始前7年*4以内に贈与を受けた財産は、原則として相続税の対象となります。毎年、贈与
 税の申告をしていた場合も同様の取り扱いとなります。
- 「相続時精算課税」を選択した場合、「暦年課税」に変更することはできません。また、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月
 15日までに、「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。
- *4 2027年1月1日以後、対象期間が3年から7年に段階的に延長され、2031年1月1日以後7年となります。なお、延長された4年
 間に贈与を受けた財産のうち、総額100万円までは相続税の対象となりません。



「贈るよろこび2」の
 生存給付金について、
 税務上の贈与日はいつに
 なりますか？

生存給付金は、相続税法第5条に定める「みなし贈与」に該当
 しますので、支払事由発生日=生存給付金支払日が税務上
 の贈与日となります。
 実際に生存給付金受取人の口座に着金してなくても、
 それぞれの年の贈与として贈与税の申告が必要となります。



■ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得額×2.1%」が
 あわせてかかります。

契約者と生存給付金受取人が同一の場合 自分年金

毎年お受け取りになる生存給付金は、雑所得として所得税の課税対象となります。
 以下の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算して総合課税されます。

※別途、住民税の課税対象となります。

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受け取る円換算生存給付金額} - \text{必要経費}$$

【生存給付金受取時の課税の計算例】

前提条件

- 一時払保険料:150,000米ドル
- 円換算後の一時払保険料:1,500万円
(換算為替レート:100円)
- 積立利率:0.50%
- 生存給付金額:11,960米ドル
- 生存給付金支払回数:10回
- 終身保障倍率:3倍
- 契約日:4月1日、生存給付金の支払日:7月1日
- 第1回生存給付金支払日の前営業日のTTM :101円
- 第2回生存給付金支払日の前営業日のTTM :110円

まずは、必要経費割合を計算します。
 必要経費割合は、第1回支払時の割合を2回目以降も使用します。

$$\text{必要経費割合} = \frac{\text{円換算一時払保険料}}{\text{円換算生存給付金支払総額}^{*1} + \text{円換算終身保障金額}^{*2}}$$

*1 円換算生存給付金額(第1回)×生存給付金支払回数 *2 円換算生存給付金額(第1回)×終身保障倍率

$$= \frac{15,000,000\text{円}}{11,960\text{米ドル} \times 101\text{円} \times 10 + 11,960\text{米ドル} \times 101\text{円} \times 3} = \frac{15,000,000}{15,703,480} = 0.96$$

小数点第3位
以下を切り上げ

【必要経費の計算】

$$\text{必要経費} = \text{その年ごとに受け取る円換算生存給付金額} \times \text{必要経費割合}$$

- (第1回) 11,960米ドル × 101円 × 0.96 = 1,159,642円
- (第2回) 11,960米ドル × 110円 × 0.96 = 1,262,976円
- ⋮

【雑所得の計算】

$$\text{雑所得金額} = \text{その年ごとに受け取る円換算生存給付金額} - \text{必要経費}$$

- (第1回) 11,960米ドル × 101円 - 1,159,642円 = 48,318円
- (第2回) 11,960米ドル × 110円 - 1,262,976円 = 52,624円
- ⋮

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈並びにそれらの将来の
 変更等の事情により、異なることがあります。
 ※生存給付金等に付される利息は考慮していません。

参照 その他の税務のお取扱いはP43~P44

■ 本税務取り扱いの内容は2024年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。
 個別の税務取り扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
毎年	ご契約状況のお知らせ 毎年1回、契約者あてにご案内*します。 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
	生存給付金のお受け取りに関する事前案内 毎年1回、生存給付金支払日の約3カ月前に三井住友海上プライマリー生命から契約者あてに郵送します。 ※契約者以外の方が生存給付金受取人となる場合(生前贈与)、生存給付金支払日の約2カ月前に生存給付金受取人あてに事前案内を郵送します。 ※契約者が生存給付金支払日を指定または変更することにより、郵送されない場合があります。
生存給付金の振り込み後	お支払いのお知らせ 生存給付金のお振り込み後、三井住友海上プライマリー生命から郵送します。

※記載の内容は、2024年1月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページから、ご利用いただけます。



※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

【ご利用までの流れ】

- 1 ログイン画面
三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。保険証券に記載のお客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。
- 2 認証コードの入力
ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。
- 3 ログイン完了
任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問い合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル **0120-81-8107**
(ハイ、パートナー)
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス



私だけが契約内容を把握しているのが不安だわ…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。保険証券に同封している申込書でお申し込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまうたら、どうしたらよいだろう…

生存給付金受取人が認知症や寝たきりで意思判断能力が無くなってしまい、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、生存給付金受取人に代わって住所変更や口座変更等を請求することが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と生存給付金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと



将来、認知症等で、各種手続きができなくなってしまうたら、どうしたらよいだろう…

契約者が認知症や寝たきりで意思判断能力が無くなってしまい、各種お手続きができない場合でも、受取人・ご家族等からお客さまサービスセンターにご連絡いただければ、ご事情に応じた個別のご相談をお伺いいたします。

費用、解約、税金について

費用、解約、税金については、以下のページをご確認ください。

費用について	解約について	税金について
P33~P35	P30~P31	P17~P18、P43~P44

ご契約のお取り扱いについて

この保険のお取り扱いについての詳細は、P29をご覧ください。

指定代理請求特約について

この保険では、指定代理請求特約を付加いただけます。くわしくは、P28および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

- 積立利率** 第1保険期間中の積立金額*1、基本保険金額、生存給付金額等を計算するために、契約日、契約通貨、生存給付金支払回数、終身保障倍率に応じて定める利率です。
- 指標金利** 積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
- 為替レート** 円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル⇄豪ドル)で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*2です。

*1 第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除するため、積立金額が積立利率で運用されるものではありません。
*2 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命 **フリーダイヤル 0120-125-104** **最新の積立利率・為替レートはこちら▶**

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

参考 年金所得者の申告不要制度

年金所得者にとって、確定申告は申告手続き自体が負担となることも多いため、2011年分の所得税から「確定申告不要制度」が導入されました。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

- ① 公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下
- ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

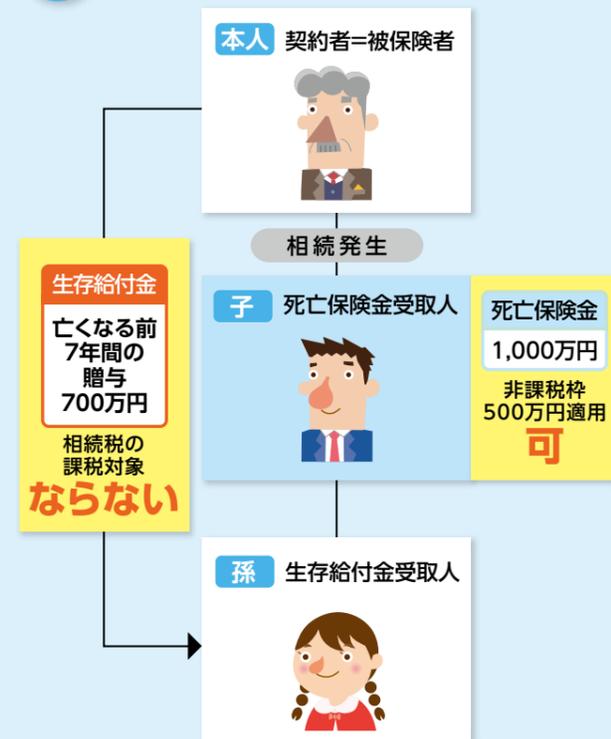
※①の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円超である場合は確定申告が必要です。
※②の所得金額とは1以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から必要経費などを差し引いた金額です。
※本制度は公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります(2015年分以後に限ります)。
※本制度は2023年8月1日現在のものです。将来変更される可能性があります。
※住民税については、申告が必要な場合もあります。

Q 生存給付金受取人を孫にした場合、相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は、相続税の課税対象にならないと考えてよいですか？

A 死亡保険金を孫が受け取った場合、相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。

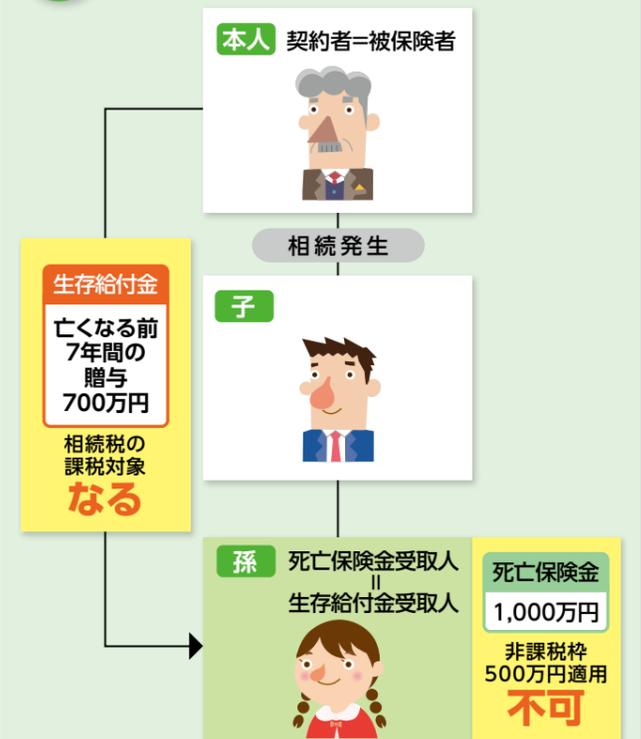
前提条件 ・相続開始前の直近7年間 生存給付金受取総額:100万円×7年=700万円*1 ・死亡保険金:1,000万円 ・法定相続人:子1人のみ
*1 贈与税の課税方式は暦年課税。
*2 毎年の生存給付金受取額100万円は基礎控除110万円以内のため、贈与税の申告はしていない。

契約例 死亡保険金を子^子が受け取った場合



法定相続人ではない孫において、他に相続財産がなければ、贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となりません。

契約例 死亡保険金を孫^孫が受け取った場合



孫が受け取った死亡保険金は遺贈*2となりますので、相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。

*2 遺贈とは

遺言によって、遺言者の財産の全部または一部を贈与することをいい、遺贈により法定相続人以外にも財産をのこすことができます。死亡保険金受取人は法定相続人である必要はありませんが、法定相続人にあたらぬ孫を死亡保険金受取人にしていた場合、死亡保険金は相続税の計算上、遺贈とみなされます。

このような点にもご注意ください

- 孫は相続人ではないということで、死亡保険金の非課税枠「500万円×法定相続人の数」は適用されず孫が受け取った死亡保険金については、その全額が相続税の課税対象となります。 ※死亡保険金の非課税枠については、P17をご確認ください。
- さらに、孫の相続税は2割加算されます。 ※それぞれ代襲相続となる場合は除く。

本契約例は、孫において事例の生命保険以外に相続財産がない場合を前提としております。たとえば、他の生命保険において孫が死亡保険金受取人になっている場合等は考慮していません。

本税務取り扱いの内容は2024年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取り扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・円）と生存給付金支払回数・終身保障倍率をご選択いただき、契約通貨建てで運用しながら、所定の生存給付金を支払うしくみの通貨選択・生存給付金あり型の保険です。

正式名称は、通貨選択型特別終身保険です。

※ この保険には、あらかじめ「生存給付金支払日指定特約」が付加されています。

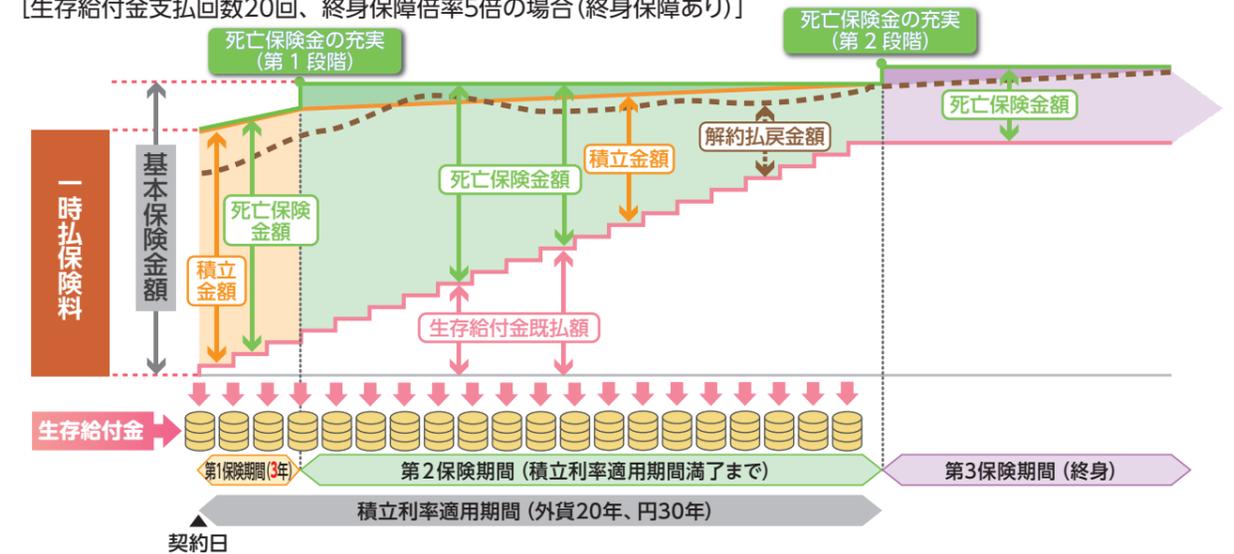
- 生存給付金は、毎年の生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合にお支払いします。
- 初回の生存給付金支払日は、契約日または契約日から翌年の契約応当日までの日のいずれかを任意でご指定いただくことができます。2回目以降は、初回の生存給付金支払日の毎年の応当日となり、その日を変更することもできます。
- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
※ 死亡保険金については、P.25の「3.保障の内容について」をご参照ください。
- 一生涯の死亡保障の「あり」「なし」を選択することができ、「なし」の場合（終身保障倍率0倍）は生存給付金として全額をお受け取りいただけます。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります。なお、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額や保険金等の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

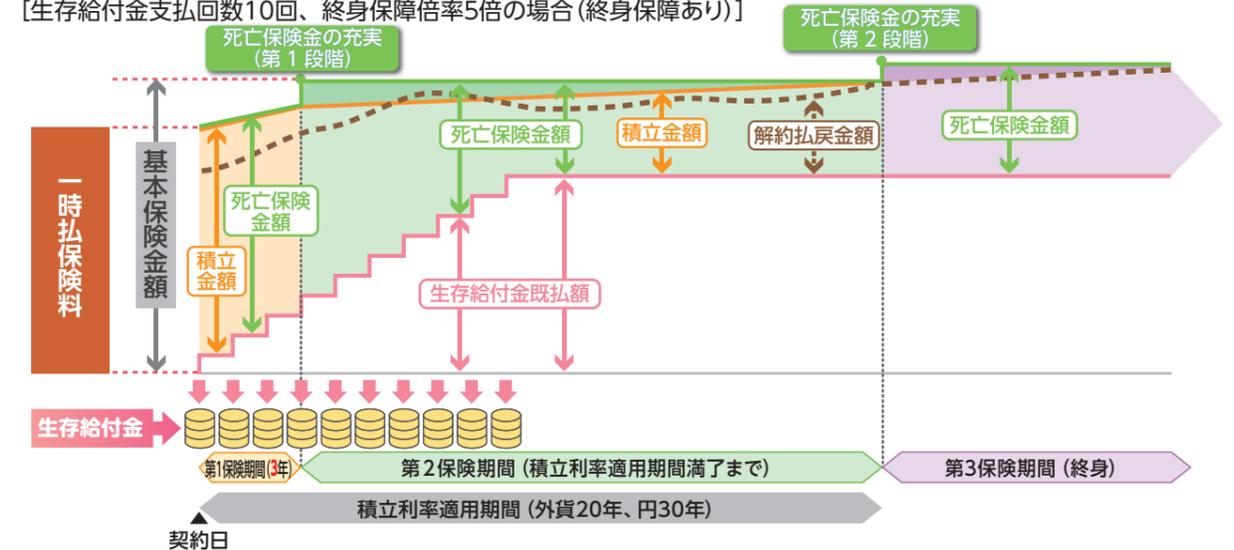
※ くわしくは、「注意喚起情報」P.36の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図（生存給付金支払日を契約日（2回目以降は契約応当日）とした場合）】

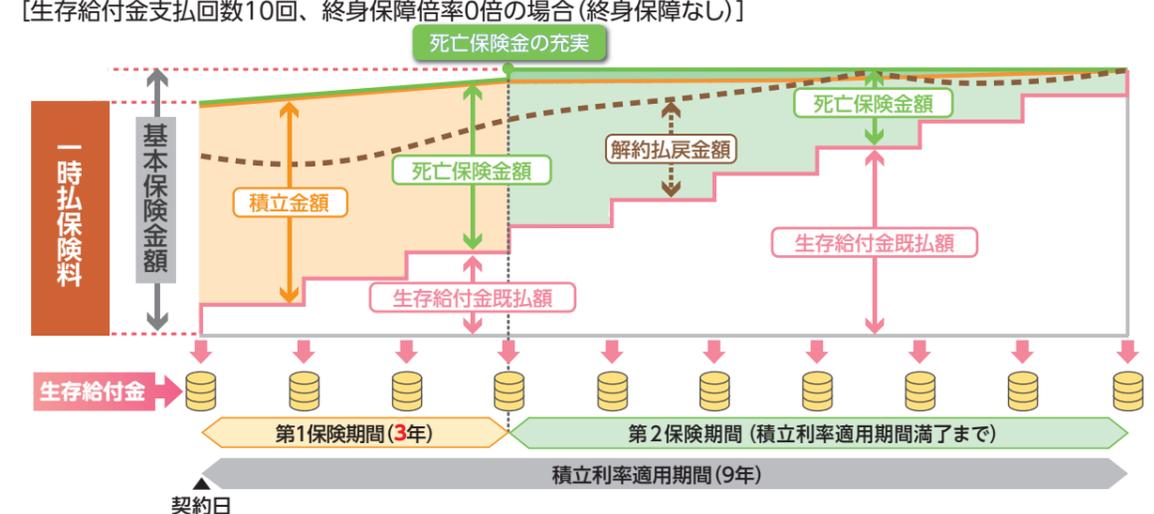
積立利率適用期間満了まで生存給付金をお支払いする場合
[生存給付金支払回数20回、終身保障倍率5倍の場合（終身保障あり）]



積立利率適用期間中に生存給付金のお支払いが終了する場合
[生存給付金支払回数10回、終身保障倍率5倍の場合（終身保障あり）]



基本保険金額の全額を生存給付金としてお支払いする場合
[生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合（終身保障なし）]



※ 上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

2 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時の積立利率と契約に適用される積立利率が異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。
- 積立利率は、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率および契約通貨に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.33の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 払込保険料が20万米ドル・20万豪ドル・2,000万円以上の場合、積立利率を上乗せします。
※ ご契約時の金利環境等によって、契約通貨・生存給付金支払回数・終身保障倍率の組合せにおいて積立利率の上乗せを行わない場合があります。
※ 第3保険期間については、積立利率の上乗せはありません。
- 積立金額は、経過年月数に応じて計算されます。計算にあたっては、死亡保険金を支払うための費用等が差し引かれます。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額の、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

3 保障の内容について

- 保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

死亡保険金	被保険者が死亡された日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額 <保険金額>	
	第1保険期間中	積立金額<*1><*2>
	第2保険期間中	基本保険金額－生存給付金額×すでに到来した生存給付金支払日の回数<*2>
	第3保険期間中	第2保険期間満了日の保険金額<*2><*3>に基づき、その翌日における被保険者の年齢および性別に応じたその時点の予定利率等により計算した額

- <*1> 生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)以外に指定している場合、「積立金額+積み立てている生存給付金額」と読み替えます。
- <*2> 生存給付金支払停止特約を付加し、積立生存給付金がある場合は、積立生存給付金を加えます。
- <*3> 第3保険期間で最終回の生存給付金を支払う場合は、第2保険期間満了日の保険金額から生存給付金額を控除した額に基づき計算します。



- ・ 免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。

- 毎年の生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、生存給付金を生存給付金受取人にお支払いします。
- 生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)以外に指定している場合、指定いただいた生存給付金支払日まで生存給付金を三井住友海上プライマリー生命所定の利率で積み立て、生存給付金のお支払いの際、その利息を加えてお支払いします(死亡保険金または解約払戻金等のお支払いにおいても同様の利息をお支払いします)。

生存給付金 基本保険金額÷(生存給付金支払回数+終身保障倍率)

- 生存給付金の支払いを停止することができます。その場合、支払いを停止した生存給付金については、所定の利率で運用し、終身保障倍率によって、下記のとおり取扱います。

終身保障倍率0倍	最終回の生存給付金支払時に契約者にお支払いします。
終身保障倍率0倍以外	第3保険期間の保険金額を計算する原資に加算します。



- ・ 生存給付金の支払いを停止した場合、以後、生存給付金の支払いを再開することはできません。
- ・ 生存給付金支払日を1回以上迎えたご契約のみ支払いを停止することができます。
- ・ 支払いを停止した生存給付金については、主契約の積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、生存給付金支払日およびその年単位の応当日ごとに毎年適用されます。

4 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

5 主契約に付加できる主な特約について

● 終身保障不担保特約

終身保障倍率を0倍とします。なお、最終回の生存給付金支払日をもって契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払込みいただけます。円を受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日< * 1 >における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル/豪ドル)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)でお払込みいただけます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日< * 1 >における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算(豪ドル→米ドル/米ドル→豪ドル)し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日< * 1 >における所定の為替レートとなります。

● 生存給付金円支払特約

外貨建契約の生存給付金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、生存給付金支払日の前営業日< * 2 >における所定の為替レートとなります。

● 円建支払額設定特約

外貨建契約について、生存給付金の指定上限額(10万円以上1万円単位(契約日におけるTTMで円換算した生存給付金額の20%~130%の範囲内))を円で設定します。生存給付金の円換算額が指定上限額を超えた場合は指定上限額をお支払いし、下回った場合はその円換算額をお支払いします。なお、指定上限額を超えた部分は契約通貨建て(I型)または円建て(II型)で繰越準備金として積み立て、以後の生存給付金の円換算額が指定上限額未満となった場合、この繰越準備金から充当します。

● 円建支払額設定特約(外貨支払用)

外貨建契約について、生存給付金の指定上限額(10万円以上1万円単位(契約日におけるTTMで円換算した生存給付金額の20%~130%の範囲内))を円で設定します。生存給付金の円換算額が指定上限額を超えた場合は指定上限額を契約通貨に換算してお支払いし、下回った場合はその円換算額を契約通貨に換算してお支払いします。なお、指定上限額を超えた部分は契約通貨建てで繰越準備金として積み立て、以後の生存給付金の円換算額が指定上限額未満となった場合、この繰越準備金から充当します。

● 円建支払額設定特約(円建契約用)

円建契約について、生存給付金の指定上限額(10万円以上1万円単位(生存給付金額の20%~130%の範囲内))を円で設定します。生存給付金額が指定上限額を超えた場合は指定上限額をお支払いし、下回った場合はその下回った金額をお支払いします。なお、指定上限額を超えた部分は繰越準備金として積み立て、以後の生存給付金が指定上限額未満となった場合、この繰越準備金から充当します。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、生存給付金受取人にかわって生存給付金を請求することができます。

● 生存給付金支払停止特約

生存給付金支払日を1回以上迎えた場合に生存給付金のお支払いを停止することができます。生存給付金の支払いを停止した場合、以後、生存給付金の支払いを再開することはできません。

< * 1 > その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

< * 2 > その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。ただし、その日が、契約日以前の日となる場合は直後の金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

6 ご契約のお取り扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払保険料	最低保険料	3万米ドル (1米ドル単位)	3万豪ドル (1豪ドル単位)	300万円 (1万円単位)
	最高保険料	※円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。		基本保険金額が10億円となる保険料
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～90歳		
生存給付金支払回数		3回・5回・7回・10～20回		10～30回
終身保障倍率		0倍・1倍・3倍・5倍・10倍		0倍・5倍・10倍

【生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせ】

生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせにつきましては、以下のとおりとなります(「-」はお取り扱いしない組み合わせ)。

生存給付金支払回数	終身保障倍率								
	米ドル・豪ドル					円			
	0倍	1倍	3倍	5倍	10倍	0倍	5倍	10倍	
3回	-	○*	-	-	-	-	-	-	
5回	○*	-	○	-	-	-	-	-	
7回	○	-	-	-	-	-	-	-	
10回	○	○	○	○	-	○	○	-	
11～20回	○	○	○	○	○	○	○	○	
21～30回	-	-	-	-	-	○	○	○	

* 契約年齢が76歳以上のお取り扱いとなります。

※通貨・金利環境等により一部のお取り扱いを停止する場合があります。

積立利率適用期間		契約日から20年	契約日から30年
		※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差し引いた年数となります。	
保険期間	第1保険期間	契約日から3年	
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで	
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありませぬ。	
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
生存給付金受取人		契約者本人、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族 契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者	
保険料の払込方法		一時払のみ ※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額／一部解約		お取り扱いいたしません	

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります(既契約については、その既契約の契約日時点における換算レートを採用します)。

なお、本商品の既契約については、基本保険金額から生存給付金支払日が到来している生存給付金の総額を控除した額が通算対象額となります(ただし、生存給付金支払停止特約により支払いを停止した生存給付金については控除しません)。

※契約日以降はご選択いただいた契約通貨、生存給付金支払回数、終身保障倍率を変更することはできません。

7 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 積立利率適用期間中の解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。
- 解約払戻金額は、解約日が積立利率適用期間中または積立利率適用期間後によってつぎのとおり計算されます。

【解約日が積立利率適用期間中の場合】

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日の積立金額}^*1 - \text{B 市場調整額}$$

市場調整額は次のとおりとします。ただし、解約日における被保険者の年齢*2が105歳を超える場合、市場調整額は0(ゼロ)とします。

$$\text{市場調整額} = \text{未到来生存給付金総額} \times \left\{ \left(\frac{1}{1+i} \right)^{\frac{\text{残存月数}1}{24}} - \left(\frac{1}{1+j} \right)^{\frac{\text{残存月数}1}{24}} \right\} + \text{終身保障金額} \times \left\{ \left(\frac{1}{1+i} \right)^{\frac{\text{残存月数}2}{12}} - \left(\frac{1}{1+j} \right)^{\frac{\text{残存月数}2}{12}} \right\}$$

i：適用している積立利率の計算に用いた合成指標金利

j：解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる合成指標金利

未到来生存給付金総額：解約日における未到来の生存給付金支払日*3の回数×生存給付金額

終身保障金額：生存給付金額×終身保障倍率

※終身保障倍率0倍の場合は0です。

残存月数1：解約日から最終回の生存給付金支払日*3の前日*4までの月数(端数日は切り上げます)。ただし、当該月数が121か月以上の場合は当該月数×0.5+60か月

残存月数2：解約日から積立利率適用期間満了日の翌日*4までの月数(端数日は切り上げます)。ただし、当該月数が121か月以上の場合は当該月数×0.5+60か月

*1 生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)以外に指定した場合、「積立金額」を「積立金額+積み立てている生存給付金額」と読み替えます。

*2 契約日における被保険者の年齢は満年で計算(1年未満の端数は切り捨てます)し、以後、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

*3 生存給付金支払日を契約日(2回目以降は契約応当日)以外に指定した場合、「生存給付金支払日」を「指定前生存給付金支払日」と読み替えます。

*4 その日における被保険者の年齢*2が105歳を超える場合、被保険者の年齢が105歳に到達する契約日の年単位の応当日とします。

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率}^*5$$

*5 解約控除率については、「注意喚起情報」の「1.諸費用に関する事項の概要について」P.33をご参照ください。

【解約日が積立利率適用期間後の場合】

$$\text{解約払戻金額} = \text{保険金額に応じて積立利率適用期間満了日の翌日から解約日までの経過年数により計算した金額}$$

- 生存給付金支払停止特約による積立生存給付金や、円建支払額設定特約等による繰越準備金がある場合は、その額を解約払戻金額に加算します。



積立利率適用期間中は、市場調整および解約控除により、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が、一時払保険料を下回る可能性があります。

【積立利率適用期間中の解約払戻金の例】

<契約例>被保険者契約年齢:65歳 性別:男性 一時払保険料:117,650米ドル
 契約通貨:米ドル 積立利率:2.86% 契約日の合成指標金利:4.71% 終身保障倍率:5倍
 生存給付金支払回数:10回 生存給付金支払日:初回は契約日、2回目以降は契約応当日

(単位:米ドル)

経過年数	積立金額	解約日の合成指標金利ごとの解約払戻金額		
		5.71% (+1%)	4.71% (±0%)	3.71% (-1%)
1年	101,130	89,338	95,012	101,322
3年	87,103	78,960	83,573	88,714
5年	71,718	66,307	70,071	74,280
7年	55,461	51,822	54,990	58,541
9年	38,264	35,391	38,264	41,470
11年	39,937	37,280	39,937	42,860
13年	41,670	39,383	41,670	44,139
15年	43,492	41,684	43,492	45,407
17年	45,469	44,268	45,469	46,716
19年	47,730	47,287	47,730	48,182
20年	49,035	49,035	49,035	49,035

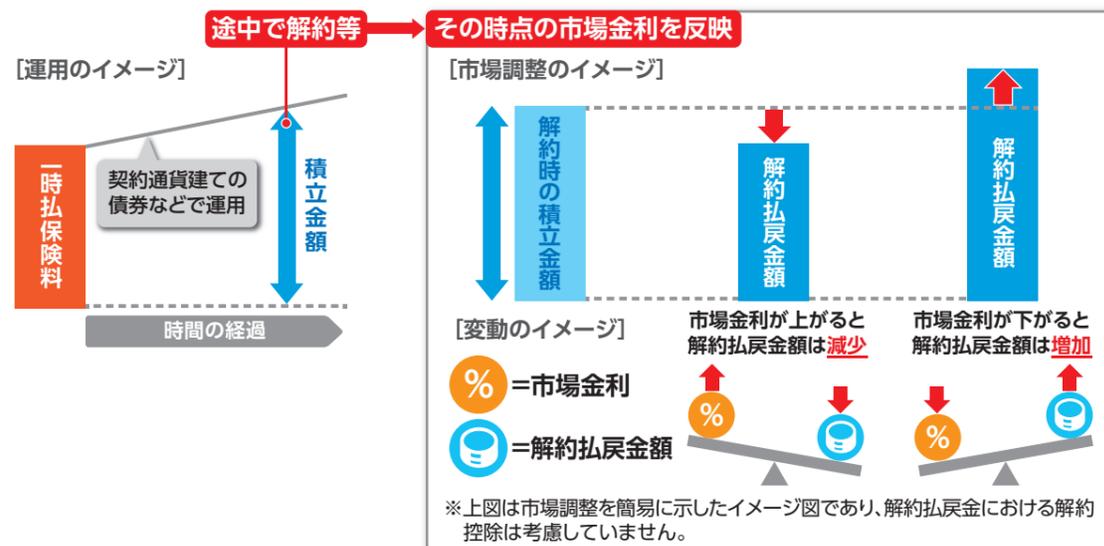
※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。

※ 米ドル以外の場合も、同様の方法により解約払戻金を計算します。

※ () 内は、契約日の合成指標金利と解約日の合成指標金利の差を表示しています。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



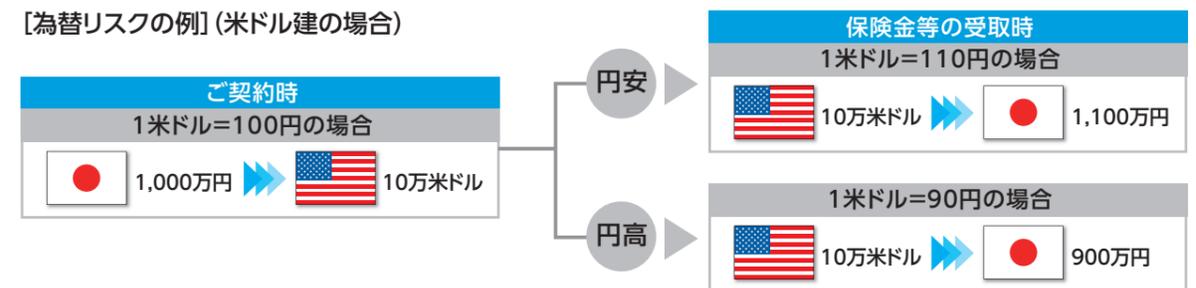
8 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.33の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

9 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受け取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.36の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 第1保険期間中および第2保険期間中にご負担いただく費用

- ・ 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率（合成指標金利）の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

(1) 積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

(2) 生存給付金支払回数×0.5年（端数年は切り捨てます）および契約通貨に応じた指標金利

なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

- ・ 第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別などによって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 第3保険期間中にご負担いただく費用

第3保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第3保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振り込み、保険金等の受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM + 25銭) ÷ (払込通貨のTTM - 25銭)
生存給付金を除く 保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM - 50銭

※ 生存給付金を円で受け取る場合の為替レートは、TTMが適用されます。

● 遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■解約控除率：契約通貨が外貨の場合

契約日から の経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回											
解約控除率	2.0%	1.2%	0.6%	0.2%							
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回											
解約控除率	3.0%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%					
上記以外											
解約控除率	6.5%	5.2%	4.0%	3.0%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%	0%	0%

■解約控除率：契約通貨が円の場合

契約日から の経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数10回～14回											
解約控除率	2.0%	1.6%	1.2%	0.9%	0.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0%	0%	0%
上記以外											
解約控除率	2.5%	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	0%



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません

契約者、被保険者、保険金・生存給付金等受取人が、つぎのいずれかに該当する場合は保険契約のお申し込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

この保険はクーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申し出により、契約のお申し込みの撤回または契約の解除(以下、お申し込みの撤回等)をすることができます。

【書面】

書面によるお申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>
〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申し込みの撤回をする旨の意思表示	③申し込みの撤回を行います。
④お申し込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申し込みの撤回等は、メールの発信時(送信時)に効力が生じます。お申し出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)からとなります。

<お手続き方法>

三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)」内の「メールによるお申し出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申し込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします)。

円入金特約または外貨入金特約を付加<*>して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払い込んだ場合、返還する通貨はお払い込みいただいた通貨となります(たとえば、円入金特約を付加して円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします)。

<*> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、そのお支払いした額を三井住友海上プライマリー生命へ全額返還いただけます。また、すでにご契約者に生存給付金をお支払いしている場合は、一時払保険料からお支払いした額を差し引いて(相殺して)ご契約者に返還いたします。なお、生存給付金の支払通貨と一時払保険料の払込通貨が異なる場合、三井住友海上プライマリー生命から生存給付金をお支払いした日(ご契約者口座への送金日)の為替レートを適用します。この場合、為替相場の変動による影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

つぎの場合には、お申し込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申し込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申し込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申し出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申し込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払い込みいただいた場合、つぎの点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものはつぎのとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金・生存給付金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取り消しおよび不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

解約払戻金額は、解約日が積立利率適用期間中または積立利率適用期間後によって計算方法が異なります。

- ・ 積立利率適用期間中は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。
- ・ 積立利率適用期間後は、保険金額に応じて積立利率適用期間満了日の翌日から解約日まで経過年数により計算した金額となります。

詳細については、「契約概要」P.30の「7.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(TEL:03-3286-2820)までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合、為替リスクがあります。くわしくはP.36の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申し込みをお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります（支払査定時照会制度）。

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引き受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引き受けはしておりません。

つぎの場合にも、ご契約のお引き受けはしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
つぎのケースについても入院中に準じた取り扱いとなります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養（ターミナルケア）のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設（介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設）に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、生存給付金受取人、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 生存給付金受取人の指定について

契約者は、ご自身以外の方を生存給付金受取人に指定する場合、必ず事前に、指定した生存給付金受取人に生存給付金の受け取りについて説明し、了解を得てください。

12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取り扱いについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合、つぎの基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
生存給付金	生存給付金支払日 (支払事由の発生日) (贈与税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	生存給付金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
解約払戻金	請求受付日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税・贈与税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

● 一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 生存給付金に対する課税(契約者と生存給付金受取人が同一人の場合)

生存給付金額から必要経費控除後の金額に対して、**所得税(雑所得) < * > + 住民税**が課税されます。

< * > 雑所得は他の所得と合算のうえ総合課税の対象となります。

● 生存給付金に対する課税(契約者と生存給付金受取人が別人の場合)

契約者と生存給付金受取人が別人の場合、**贈与税の対象**となります。



- 指定上限額を超え、契約者本人の受け取りが発生した場合は、所得税(雑所得) + 住民税が課税されます。
 - 「暦年課税」を選択した場合、相続開始前7年< * >以内に贈与を受けた財産は、原則として相続税の対象となります。毎年、贈与税の申告をしていた場合も同様の取り扱いとなります。
 - 「相続時精算課税」を選択した場合、「暦年課税」に変更することはできません。
- < * > 2027年1月1日以後、対象期間が3年から7年に段階的に延長され、2031年1月1日以後7年となります。なお、延長された4年間に贈与を受けた財産のうち、総額100万円までは相続税の対象となりません。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

終身保障倍率	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
0倍	20%源泉分離課税	
1倍・3倍・5倍・10倍	所得税(一時所得) + 住民税	

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税< * >
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

< * > 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数) < 相続税法第12条 >」が適用されます。



- 税金のお取り扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2024年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取り扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が生存給付金受取人である契約において、その生存給付金受取人に生存給付金を請求できない特別な事情があるとき、契約者によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、生存給付金受取人にかわって生存給付金を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、生存給付金の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください)。

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

16 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。